

# 徳島市鳥獣捕獲等許可事務実施要領

## 第1 目的

この要領は、徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成11年徳島県条例第30号）に基づき本市が処理することとされた、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的（以下「有害鳥獣捕獲」という。）、第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的（以下「個体数調整」という。）で制定するものとする。なお、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可及びその実施については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年徳島県規則第4号。以下「細則」という。）及び別で定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 第2 許可権限

徳島市長（以下「市長」という。）は、法第9条第1項に規定する有害鳥獣捕獲及び個体数調整に係る鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「捕獲等」という。）の許可の区分のうち、別表1に掲げる鳥獣の捕獲等をする場合（ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等を除く。）に限り許可権限を有するものとする。

## 第3 許可基準

鳥獣の捕獲等の許可基準は、徳島県鳥獣保護事業計画書で定められた基準を標準とするが、鳥獣による被害の状況等に応じ弾力的に運用するものとする。ただし、市長が許可権限を有する有害鳥獣捕獲を目的とする場合の詳細な基準は次のとおりとする。

また、法第9条第8項の規程による従事者証を交付する場合にあっては、1許可あたりの捕獲等の数を、同計画書中「1人当たりの許可数」を5倍した数（カモ類（狩猟鳥類に限る）の場合は100羽）以内若しくは必要最小限とする（別表1）。

ただし、有害鳥獣捕獲を目的とする場合であって、その内容が特定外来生物の根絶又は抑制を図るものである場合は、捕獲等の数の制限を設けない。

### 1 捕獲対象となる被害等

農林水産物への被害額（時価及び復旧費）が10万円を超える場合、生活環境へ悪影響を与える場合、人身への危害がある場合、自然環境を悪化させる場合又は生物多様性の確保に支障がある場合若しくはそれらの恐れがある場合

### 2 捕獲の区分と種類

捕獲の区分は団体捕獲と個人捕獲とし、捕獲の種類は一般捕獲と予察捕獲とする。

(1) 団体捕獲とは、捕獲の許可を受けた市長又は法第9条第8項に基づき環境大臣が定めた法人である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及びそれらの連合会（以下「対象法人」という。）の長が、その監督の下その許可に係る捕獲に従事する者による捕獲班を編成し同項の規定による従事者証の交付を受けて実施する捕獲のことをいう。

(2) 個人捕獲とは、団体捕獲以外のもので、被害等を受けた者が又は被害を受けた者から捕獲依頼を受けた者（以下「被害者等」という。）が捕獲することをいう。

(3) 予察捕獲とは、恒常的な被害等の発生が事前に予察される場合で、被害等を最小限にする

ため、被害発生前に実施する捕獲のことをいう。予察捕獲は、団体捕獲のみ許可するものとし、予察捕獲を実施するには、有害鳥獣捕獲対策協議会（以下「協議会」という。）を設立し、必要事項を協議しなければならない。

- (4) 一般捕獲とは、予察捕獲以外のもので、被害発生後許可する捕獲のことをいう。
- (5) 捕獲の内容が特定外来生物の根絶又は抑制を図るものである場合は、団体捕獲で行うものとする。
- (6) 鳥類の卵の採取等は、一般捕獲で行うものとする。

### 3 捕獲実施者及び捕獲従事者

- (1) 捕獲実施者とは、団体捕獲を実施する市長又は対象法人の長若しくは個人捕獲を実施する被害者等をいう。
- (2) 捕獲従事者とは、団体捕獲で捕獲に従事する者をいう。
- (3) 団体捕獲における捕獲従事者及び個人捕獲における捕獲実施者（以下「捕獲従事者等」という。）は、捕獲を行う地域の地理情報及び野生鳥獣の生息情報に精通し、かつ、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

ア ワナ（ハコワナ及び囲いワナを除く。）及び網を使用する場合は、申請の捕獲期間が当年度の11月14日以前の場合は前年度、11月15日以降の場合は当年度の当該狩猟者登録を受けた者であること。ただし、対象法人にあっては、従事者の中に猟法の種類に応じた従事者が含まれ、安全性が確保されている場合には、当該免許を有しない者を補助者として含むことができる。

イ ハコワナ及び囲いワナを使用する場合は、申請の捕獲期間が当年度の11月14日以前の場合は前年度、11月15日以降の場合は当年度の当該狩猟者登録を受けた者又はハコワナ及び囲いワナについて知識と技術を有すると認められる地方公共団体の職員であること。ただし、カラス及びドバトを捕獲器を使用して捕獲する場合に限り、狩猟免許の所持の有無にかかわらず、市長から依頼を受けた当該作業についての知識と技術を有すると認められる者を捕獲従事者とすることができる。対象法人にあっては、上記アと同様の扱いとする。

ウ 鳥類の卵の採取等をする場合は、狩猟免許を有する者であること。ただし、団体捕獲の場合には、捕獲班内に1名以上の狩猟免許を有する者がいれば、狩猟免許を有する者と同時にその指導を受けて捕獲作業に従事する場合に限り、狩猟免許を持たない者を捕獲従事者とすることができる。

エ 銃器を使用する場合は、申請の捕獲期間が当年度の11月14日以前の場合は前年度、11月15日以降の場合は当年度を含み、2回以上の当該狩猟者登録を受けた者であること。

オ 市長及び協議会は、地域の実情に鑑み必要によりア、イ、ウ、エの各号よりも厳しい基準を定めることができるものとし、この基準が定められている場合は、これを満たす者であること。

カ 徳島市内において、必要に応じて、いつでも捕獲に従事できる者であること。ただし、有害鳥獣広域捕獲対策協議会（以下「広域協議会」という。）から、捕獲従事者等としての派遣要請を受け、その必要が認められる場合はこの限りでない。

キ 有害鳥獣捕獲に十分な経験と熱意を有し、過去に狩猟事故及び違反がなく、法令を遵守し、過去に処分、措置命令等を受けていない者であること。

#### 4 捕獲依頼者

有害鳥獣捕獲を依頼する者は、被害等を受けた者とする。

#### 5 許可対象者

許可対象者は、原則として市長及び対象法人（徳島市内を管轄区域とするものに限る）とする。ただし、次の場合は被害者等を許可対象者とすることができる。

- (1) 被害抑止のために個人捕獲が適当と認められるときで、わな猟の狩猟登録を受けた者がハコワナ又は囲いワナを用いる場合。
- (2) 狩猟免許を受けていない農林業者が自らの事業地内で囲いワナを用いて有害鳥獣を捕獲する場合。わな猟の狩猟登録を受けた者にあつては、狩猟免許を有しない者を補助者とすることができる。
- (3) 狩猟免許を受けていない者が建物内における被害を防止する目的で、小型のハコワナ、つき網又は手捕りにより小型の鳥獣を捕獲する場合。

#### 6 許可条件

- (1) 一般捕獲の場合は、捕獲体制を整備していること。
- (2) 予察捕獲の場合は、一般捕獲の条件に加えて、当該対象法人が管轄する区域内の協議会を設立し、当該区域内における鳥獣による過去の被害状況とその捕獲実態に基づいて、被害発生予察表及び予察捕獲実施計画書を作成し、市長に届出ていること。ただし、突発被害については、その対象鳥獣についての追加計画を作成するものとする。

#### 7 協議会及び広域協議会

- (1) 協議会は、予察捕獲を実施する場合又はその地域に適した捕獲従事者の基準を定める必要がある場合に設置し、次の事項を協議することとする。

ア 協議会は、市、猟友会並びに必要なに応じて農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、鳥獣保護員及び鳥獣保護或いは被害防除についての有識者その他関係者をもって構成する。

イ 協議会は、協議会規約を作成し、協議会規約に基づき会議を運営するものとする。

ウ 会議では、予察捕獲を実施する場合は次の事項全てを協議するものとする。また、捕獲従事者の基準を定める場合は、次の内(ア)及び(イ)の事項を協議するものとする。

(ア) 協議事項の有効期間及び当該地区における捕獲従事者の基準（様式1）の作成。

(イ) 捕獲従事者名簿（様式2）の作成。

(ロ) 鳥獣による被害発生予察表（様式3）の作成。

(ハ) 予察捕獲実施計画書（様式4）の作成。

(ニ) その他有害鳥獣捕獲等に関すること。

エ 協議会は、その地域において個体数調整を目的とする捕獲等を実施する場合は、このことについても協議するものとする。

オ 協議会で定めた事項の有効期間は1年間以内とする。

カ 協議会で決定された事項は書面にて、今後鳥獣捕獲等許可の申請者となる者が市長に届出るものとする。

キ 突発被害については、協議会の構成員の了承のもと追加計画等を作成し、市長に届出るものとする。また、捕獲従事者の追加については、当該地区の猟友会長の推薦状を添付するものとする。

- (2) 広域協議会は、複数の市町村をまたがる広範囲な被害がある場合、関係市町村の連携のもと一斉捕獲を実施するほか、隣接する複数の市町村において、その市町村界を越えて捕獲を

実施する場合（以下「広域捕獲」という。）に設置するものとする。

広域協議会の内容については、構成員に係る徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局の職員を追加し、協議事項に捕獲を実施する区域の決定を追加するほかは、協議会に準じるものとする。

## 8 捕獲方法

捕獲方法は、これまで捕獲実績を考慮した最も効果のあるもので次の各号に掲げる方法とし、法第12条第1項及び第2項並びに第36条で禁止されている猟法は許可しないものとする。また、この要領で扱うワナの種類は、別表2のとおりとする。

### (1) ワナによる捕獲

ア ワナの設置は個数は1日1回以上の巡視可能な個数とし、1人当たり30個を上限とする。

イ 次のククリワナは危険であるので認めない。

(ア) 人がかかった場合、身体の一部又は全部を拘束し、通常の場合自力で脱却することができないと認められるもの又は日常業務に支障をきたす程度の負傷を与えるものと認められるもの。

(イ) イノシシ、シカ等大型獣類の脚がつり上げられる威力を持った構造を有するもの。

(ウ) イノシシ、シカを捕獲する目的でククリワナを使用する場合、輪の最小内径が12cmを超えるもの。ただし、錯誤捕獲の恐れがない地域に限り使用を認める。

ウ ハコオトシは、オスイタチ等小型獣類に限る。

エ 猟具には、1文字が1cm四方以上の大きさの文字で許可された年度、許可証の番号、許可期間、捕獲実施者及び設置者名を記入した金属製又はプラスチック製の標識を付けなければならない。

オ トラバサミは禁止する。

### (2) 網による捕獲

ア ノウサギ以外の鳥獣を捕獲するため、はり網（傍らに人が付いていない張りっぱなしの網）を使用する場合は、許可しない。

イ 猟具には、1文字が1cm四方以上の大きさの文字で許可された年度、許可証の番号、許可期間、捕獲実施者及び設置者名を記入した金属製又はプラスチック製の標識を付けなければならない。

### (3) 銃器による捕獲

空気銃は、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合を除き、ニホンジカ、イノシシ等の大型獣への使用は認めない。

## 9 捕獲従事者等の員数

銃器を使用する場合は、1班当たり40人以内とする。その他の捕獲方法の場合は、必要最小限の員数とする。

## 10 期間

捕獲の期間は、年度をまたがない必要最小限の期間とし、予察捕獲以外は被害の時期と一致するものとする。また、鳥獣保護区内の捕獲は最も効果的に実施できる時期とする。

鳥類（卵の採取等を除く）については5月（繁殖期間）は原則として許可しないものとする。狩猟鳥獣については、狩猟期間の前後は、狩猟期間の延長と誤認されないよう有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する。

- (1) ワナ（ハコワナ及び囲いワナを除く。）及び網による捕獲は、その設置及び撤去に要する期間を含めて90日以内とする。
- (2) ハコワナ及び囲いワナによる捕獲は、その設置及び撤去に要する期間並びに餌付け期間含めて6ヶ月以内とする。ただし、ハコワナ及び囲いワナを捕獲が不可能な状態にし、かつ他者がそのハコワナ及び囲いワナを用いて捕獲行為をしないように適正に管理することにより、許可期間外でも野外に設置しておくことができる。
- (3) 銃器による捕獲は、90日以内とする。
- (4) 鳥類の卵の採取等は、30日以内とする。

## 11 区域

捕獲の区域は、徳島市内の区域を限度とし、申請者の管理する必要最小限の範囲とする。  
なお、猟法に応じて次のとおりとする。

### (1) ワナ及び網による捕獲

個人捕獲においては、被害地及びその周辺200m程度とし、団体捕獲においては、被害地又は徳島市（許可申請者が対象法人の場合は、その管轄する地域とし、広域捕獲を実施する場合は、広域協議会で協議した区域とする。）内を限度とし、目的を達成するのに必要最小限の区域内とする。ただし、条件としてワナの設置を看板等で周知するとともに1日1回以上の巡視を義務付け、団体捕獲の場合の捕獲従事者は、設置場所を許可申請者に届出るものとする。

### (2) 銃器による捕獲

被害地又は徳島市（許可申請者が対象法人の場合は、その管轄する地域とし、広域捕獲を実施する場合は、広域協議会で協議した区域とする。）内を限度とし、目的を達成するのに必要最小限の区域内とする。

### (3) 鳥類の卵の採取等

被害地および加害鳥獣の営巣地（コロニー）とする。

## 第4 許可申請、事務処理及び指導事項

### 1 有害鳥獣捕獲を目的とする場合

#### (1) 申請手続き

鳥獣捕獲等許可申請書（細則様式第1号）及び関係書類を市長に提出し、許可を申請するものとする。

#### (2) 申請に必要な書類

必要な関係書類は、別表3のとおりとし、市長は、申請者の記入の際には、次の各号を指導するものとする。

ア 申請する鳥獣が複数になる場合は、対象鳥獣によって捕獲等の方法等で相違が見られることが多いので、鳥類・獣類別に分けて申請するよう指導すること。

イ 区域については、明確な表現（〇〇町一円、大字及び字単位、〇〇町〇〇番地等）とするとともに、市一円を除き被害区域及び捕獲区域図（様式5）を添付すること。

ウ 方法については、具体的な捕獲等の方法（手捕、網、ハコワナ、ククリワナ、散弾銃等）を記入する。また、銃器の場合は、銃砲所持許可に関することを記入、銃器以外の猟具を使用する場合は、その構造図を添付すること。

エ 省令第7条第1項イからチに掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区

域又は猟区内において捕獲等を行う場合、当該地域で捕獲等を行う必要性和その位置を記入すること。

オ 一般捕獲の場合は、鳥獣被害状況書（様式 6）及び被害を受けた現地写真を添付すること。

カ 団体捕獲の場合は、捕獲従事者名簿（様式 7）を添付すること。ただし、協議会を設立している場合は、協議会捕獲従事者名簿（様式 2）に置き換えるものとする。

（様式 2）又は（様式 7）の提出により法第 9 条第 8 項の従事者証の交付の申請がなされたものとみなす。

キ 複数の者が共同して申請する個人捕獲の場合は、鳥獣捕獲等許可申請者名簿（様式 8）を添付し、各人別に捕獲頭（羽・個）数を記入すること。ただし、共同申請者数が捕獲頭（羽・個）数より多い場合は、合計〇〇人での合計〇〇頭（羽・個）と記入すること。

ク 予察捕獲の場合は、被害発生予察表（様式 3）及び予察捕獲実施計画書（様式 4）を添付すること。

ケ 捕獲等が被害者からの依頼の場合は、鳥獣捕獲依頼書（様式 9）を添付すること。

コ あらかじめ捕獲個体の処理方法を申請書に記入すること。

### (3) 審査

市長は、鳥獣捕獲等許可申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査するとともに、次のことを確認するものとする。

ア 徳島県鳥獣保護事業計画及び本要領第 3 の許可基準に合致していること。

イ 予察捕獲以外の捕獲等の場合、被害状況が、本要領第 3 の 1 の基準を超えるもの（超えない場合であっても、被害の継続、拡大が今後とも予想される場合）には、すみやかに担当職員又は鳥獣保護員が現地調査を行い、調査書（様式 11）を作成し、被害状況等を審査するものとする。また、被害区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合、網・ワナによる捕獲等の場合又は特に調査が必要であると思われる場合は、捕獲方法の必要性、区域及び周囲環境を十分審査すること。

ウ 予察捕獲の場合、過去の被害状況又は許可状況を考慮し、捕獲等の実施について協議会を開催し、市長に必要書類を届けていること。

エ 鳥類の卵の採取等をする場合、原則として担当職員又は鳥獣保護員が現地調査を行い、調査書を作成し、被害状況等を審査するものとする。

### (4) 許可証の交付

市長は、審査の結果適当と認められるときは、遅滞なく許可申請者に、法第 9 条第 7 項の許可証（以下「許可証」という。）を、捕獲に従事する者には、従事者証を交付するものとする。また、併せて腕章を貸与するものとする。

### (5) 条件の付与

市長は、許可証交付の際、鳥獣の保護の観点から必要と認められる場合は、条件を付けることができる。

### (6) 鳥獣捕獲等許可台帳の整備

市長は、許可の種類ごとに鳥獣捕獲等許可台帳（様式 12。以下「許可台帳」という。）に所要の事項を記載し整備するものとする。

### (7) 許可証等交付の通知

許可証等の交付をしたとき、市長は、関係する警察署長、徳島県総合県民局長等、地区猟

友会長及び鳥獣保護員等に、許可の内容及び許可区域並びに鳥獣捕獲等許可交付者名簿（様式14）又は捕獲従事者名簿（許可通知用）（様式15）の写しを通知するものとする。

(8) 許可に当たっての指導及び留意事項

ア 捕獲等に伴う危害の発生防止については、万全の措置を講じさせること。

イ 捕獲等を実施するときは、許可証又は従事者証を携帯させること。

ウ 許可を受けた者は、あらかじめ、許可区域及び周辺の住民に捕獲等の実施日及び場所等の周知に努めること。業務従事中の捕獲実施者は、道路周辺のワナの捕獲状況の見回り等軽微な場合であっても、すべりにくい靴を履き、猟友会が配布したベストと帽子を着用並びに腕章を着けること。また、自己の安全に配慮するため、よく目立つ衣類等を着用すること。

エ 銃器以外の猟具等を用いて捕獲する場合にあっては、その猟具に、許可された年度、許可証の番号、許可期間、捕獲実施者、設置者名及び猟具の番号を記入した標識を必ず付帯させるよう徹底すること。

オ 標識を使用する猟具の個数については、1人当たり30個を上限とする見回りが可能な数とし、1日1回以上の巡視が義務であることを指導すること。

カ 許可期間外にハコワナ及び囲いワナを野外に設置しておく場合は、その地域の住民に周知するとともに、設置者名を記入した標識を付帯させるよう徹底すること。

キ ワナによる捕獲の許可を受けた者は、ワナの配置後速やかに2万5千分の1地形図等にワナの設置位置及び猟具の番号を示した図面を市長に提出すること。

(9) 捕獲等の体制の整備

市長は、次のことに配慮して捕獲体制の整備を進めるものとする。

ア 捕獲等の体制の中で、責任者及び副責任者を選任し、従事者の統率、法令違反の防止、地域住民への連絡調整・周知及び捕獲の報告等の取りまとめを実施させる。

イ 被害等を適確に把握し、住民へ周知する等危害の発生防止の措置及びその他関連事項の調整を図りやすいよう、猟友会と連携し整備を進める。

ウ 団体捕獲において、予察捕獲の実施及びその地域に適した捕獲従事者等の基準を定める必要がある場合は、協議会を設置し協議会規約を作成する。

エ 徳島市内を限度としての捕獲で効果がない場合は、隣接する市町村の協力を得て広域協議会を設置し、2市町村以上で広域捕獲を実施するための体制を協議する。

オ 捕獲業務中の事故等、後日不都合が生じないように一般社団法人大日本猟友会の示した契約書に準じて、捕獲実施者（市長又は対象法人の長）と捕獲従事者の代表者（徳島地区猟友会会長）との間に契約を締結する。

(10) 捕獲後の措置

ア 鳥獣保護の適正な推進を図るため、捕獲個体の種ごとに、捕獲位置、性別、年齢等が分かる情報の収集を捕獲実施者に対し依頼し、できる限りその協力を求めること。

イ 捕獲個体は、焼却、埋設及び自家消費のほか地域の実情に合わせた有効利用について考慮すること。また、解剖調査等で生態研究への活用の要望があれば適切に対応すること。

(11) 個人情報の管理

従事者の資格要件等についての個人情報の提供を受けた場合は、次のことに留意して適切に管理するものとする。

ア 情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止、その他適正な管理のために必要

な措置を講じ万全を期すこと。

イ 情報を捕獲班の審査以外の目的に使用しないこと。

## (12) 標準処理期間

上記処理は、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して、原則として一月以内に行うものとする。ただし、申請書の内容の不備その他の事由により指導を要する場合はこの限りでない。

## 2 個体数調整捕獲を目的とする場合

### (1) 申請手続き

鳥獣捕獲等許可申請書（細則様式第1号）及び関係書類を市長に提出し、許可を申請するものとする。

### (2) 申請に必要な書類

必要な関係書類は、別表3のとおりとし、市長は、申請者の記入の際には、次の各号を指導するものとする。

ア 数量については、当該地区ニホンジカ保護管理連絡協議会での協議結果を考慮し、目標捕獲数を達成するために適切かつ合理的な数とする。ただし、目標捕獲数を達成しても被害が継続する場合は、徳島県総合県民局等と協議の上捕獲数を決定し、更に捕獲を継続することができるものとする。

イ 期間については、特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とし、初猟日及び年度をまたがらないこと。ただし、ハコワナ及び囲いワナについては、捕獲等が不可能な状態にし、かつ他者がそのハコワナ及び囲いワナを用いて捕獲行為をしないように適切に管理することにより、許可期間外でも野外に設置しておくことができる。

ウ 区域については、明確な表現（〇〇町一円、大字及び字単位、〇〇町〇〇番地等）とするとともに、市一円を除き被害区域及び捕獲区域図（様式5）を添付すること。

エ 方法については、有害鳥獣捕獲に準ずるものとし、具体的な捕獲等の方法（手捕、網、ハコワナ、ククリワナ、散弾銃等）を記入する。また、銃器の場合は、銃砲所持許可に関することを記入、銃器以外の猟具を使用する場合は、その構造図を添付すること。

オ 省令第7条第1項イからチに掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等を行う場合、当該地域で捕獲等を行う必要性とその位置を記入すること。

カ あらかじめ捕獲個体の処理方法を申請書に記入すること。

### (3) 審査

市長は、鳥獣捕獲等許可申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査するとともに、次のことを確認するものとする。

ア 徳島県鳥獣保護事業計画の基準に合致していること。

イ 捕獲区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合及び網・ワナによる捕獲等の場合又は特に調査が必要であると思われる場合は、区域及び周囲環境及びその必要性を十分審査すること。

### (4) 許可証の交付

市長は、審査の結果適当と認められるときは、遅滞なく許可申請者に許可証を、捕獲に従事する者には、従事者証を交付するものとする。また、併せて腕章を貸与するものとする。

### (5) 条件の付与



市長は、許可証交付の際、鳥獣の保護の観点から必要と認められる場合は、条件を付けることができる。

(6) 鳥獣捕獲等許可台帳の整備

市長は、許可の種類ごとに許可台帳（様式12）に所要の事項を記載し整備するものとする。

(7) 許可証等交付の通知

許可証等の交付をしたとき、市長は、関係する警察署長、徳島県総合県民局長等、地区猟友会長及び鳥獣保護員等に、許可の内容及び許可区域並びに鳥獣捕獲等許可交付者名簿（様式14）又は捕獲従事者名簿（許可通知用）（様式15）の写しを通知するものとする。

(8) 許可に当たっての指導及び留意事項

ア 捕獲等に伴う危害の発生防止については、万全の措置を講じさせること。

イ 捕獲等を実施するときは、許可証又は従事者証を携帯させること。

ウ 許可を受けた者は、あらかじめ、許可区域及び周辺の住民に捕獲等の実施日及び場所等の周知に努めること。業務従事中の捕獲実施者は、道路周辺のワナの捕獲状況の見回り等軽微な場合であっても、すべりにくい靴を履き、猟友会が配布したベストと帽子を着用並びに腕章を着けること。また、自己の安全に配慮するため、よく目立つ衣類等を着用すること。

エ 銃器以外の猟具等を用いて捕獲する場合にあっては、その猟具に、許可された年度、許可証の番号、許可期間、捕獲実施者、設置者名及び猟具の番号を記入した標識を必ず付帯させるよう徹底すること。

オ 標識を使用する猟具の個数については、1人当たり30個を上限とする見回りが可能な数とし、1日1回以上の巡視が義務であることを指導すること。

カ 許可期間外にハコワナ及び囲いワナを野外に設置しておく場合は、その地域の住民に周知するとともに、設置者名を記入した標識を付帯させるよう徹底すること。

キ ワナによる捕獲の許可を受けた者は、ワナの配置後速やかに2万5千分の1地形図等にワナの設置位置及び猟具の番号を示した図面を市長に提出すること。

(9) 捕獲等の体制の整備

市長は、次にことに配慮して捕獲体制の整備を進めるものとする。

ア 捕獲等の体制の中で、責任者及び副責任者を選任し、従事者の統率、法令違反の防止、地域住民への連絡調整・周知及び捕獲の報告等の取りまとめを実施させる。

イ 捕獲業務中の事故等、後日不都合が生じないよう一般社団法人大日本猟友会の示した契約書に準じて、捕獲実施者（市長又は対象法人の長）と捕獲従事者の代表者（徳島地区猟友会会長）との間に契約を締結する。

(10) 捕獲後の措置

ア 鳥獣保護の適正な推進を図るため、捕獲個体の種ごとに、捕獲位置、性別、年齢等が分かる情報の収集を捕獲実施者に対し依頼し、できる限りその協力を求めること。

イ 捕獲個体は、焼却、埋設及び自家消費のほか地域の実情に合わせた有効利用について考慮すること。また、解剖調査等で生態研究への活用の要望があれば適切に対応すること。

(11) 個人情報の管理

従事者の資格要件等についての個人情報の提供を受けた場合は、次のことに留意して適切に管理するものとする。

ア 情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じ万全を期すこと。

イ 情報を捕獲班の審査以外の目的に使用しないこと。

## (12) 標準処理期間

上記処理は、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合）あっては、当該補正がなされた日）から起算して、原則として一月以内に行うものとする。ただし、申請書の内容の不備その他の事由により指導を要する場合はこの限りでない。

## 第5 届出、通知、返納及び報告

### 1 住所、氏名の変更、許可証等の亡失及び再交付

許可証又は従事者証の交付を受けた者が、住所又は氏名（法人の場合は、所在地及び法人名）を変更若しくは許可証又は従事者証を亡失した場合及び再交付の届出をする場合は、許可証等届出書（様式13）に必要事項を記入の上、速やかに市長に届出しなければならない。

### 2 許可証等の返納及び捕獲報告

捕獲実施者は、捕獲許可の期間が満了したとき又はその効力が失われたときは、捕獲事項を記載し、鳥獣捕獲等報告書（様式16）を添えて、許可証及び従事者証を30日以内に、市長に返納しなければならない。

### 3 報告

市長は、捕獲の目的ごとに許可台帳（様式12）を整備し、許可証の返納ごとに捕獲実績等を登録するとともに、当該年度の許可台帳を整理し、次年度の5月末日までに捕獲状況一覧表（様式17）により徳島県総合県民局長又は東部農林水産局長に報告するものとする。

## 第6 取締り

### 1 違反行為の防止

違反行為の防止については、機会あるごとに一般住民に対して法令の趣旨及び内容を周知させるとともに、鳥獣保護思想の普及啓発に努めるものとする。

### 2 立入検査

取締りは、必要に応じて県関係職員（特別司法警察職員）、鳥獣保護員、警察官の協力を求めて行うものとする。その際には、法75条第3項の規定による立入検査を行うことができる。

この場合、身分を示す証明書（省令様式第21）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

立入検査の権限は犯罪捜査のために認められたものでないので、立入検査の際関係者の正当な業務または行為を妨害することのないよう極力最小限にとどめなければならない。

### 3 違反発見時の処理

違反を発見した場合は、次により処理するものとする。

(1) 違反を発見した場合は、捕獲等の状況を調査し、捕獲等の趣旨を十分理解するよう説得したうえ、放獣させる等、法第10条1項の規定による措置命令を行うものとする。

(2) 悪質な者は、県関係職員（特別司法警察職員）、警察官に連絡するものとし、必要に応じて法第10条2項の規定による捕獲許可の取消処分（県から権限移譲された種類の捕獲許可に限る）を行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。